令 和 ３ 年 ９ 月 １ ７ 日

千葉県報第１３６６８号 別冊

令和３年度第２回

# 監　査　結　果

千 葉 県 監 査 委 員

令和３年５月１日から令和３年８月３１日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法第１９９条第９項の規定により、次のとおり提出する。

令和３年９月１５日

千葉県監査委員　　中　島　輝　夫

千葉県監査委員　　川　口　明　浩

千葉県監査委員　　瀧　田　敏　幸

千葉県監査委員　　武　田　正　光

（本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和２年千葉県監査委員告示第１号）に準拠したものである。）

# 目　　次


第１　監　査　の　概　要

１　定　期　監　査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

(1)　監　査　等　の　種　類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

(2)　監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

(3)　監　査　の　対　象　等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　定期監査の結果

１　普　通　会　計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

(1)　指　摘　等　結　果　の　概　要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

(2)　指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・３

ア　総　務　部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

イ　総　合　企　画　部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

ウ　健　康　福　祉　部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

エ　環　境　生　活　部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

オ　商　工　労　働　部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

カ　農　林　水　産　部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

キ　県　土　整　備　部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

ク　教　育　庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

ケ　総務部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

コ　健康福祉部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

サ　農林水産部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

シ　県土整備部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

(3)　監　査　の　実　施　状　況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

２　公　営　企　業　会　計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

(1)　指　摘　等　結　果　の　概　要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

(2)　指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・・・・・・・・・１１

ア　企　業　局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

イ　病　院　局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

ウ　病院局出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

(3)　監　査　の　実　施　状　況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第３　令和２年度会計監査の結果について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

## 第１　監査の概要

### １　定期監査

(1)　監査等の種類　　地方自治法第１９９条第１項及び第２項並びに千葉県監査委員監査基準（令和２年千葉県監査委員告示第１号）第２条第１項第１号及び第２号の規定による監査

(2)　監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

ア　適正な財務事務の執行について

(ｱ)　収入未済について

ａ　普通会計

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金等の収入未済については、適正な債権管理の手続等が講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われていることを確認する。

ｂ　公営企業会計

水道料金等の収入未済については、適正な債権管理の手続等が講じられているかを確認する。また、破産更生債権等については、その管理状況を確認する。

(ｲ)　工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認する。また、施工時期の平準化の取組状況とともに、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(ｳ)　契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(ｴ)　財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

イ　内部統制について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
・職員のコンプライアンス意識の徹底
・職員の事務処理能力の向上
・組織における複数での確認や事務進捗管理などの徹底

(3)　監査の対象等

ア　実施した範囲　　令和２年度会計に係る執行分

イ　実施した期間　　令和３年５月１日から令和３年８月３１日まで

ウ　監査実施機関数

| | | | |
|---|---|---|---|
| 普通会計 | １４９機関 | （うち本庁１０８機関 | 出先機関等４１機関） |
| 公営企業会計 | ２４機関 | （うち本庁　１４機関 | 出先機関１０機関） |
| 計 | １７３機関 | （うち本庁１２２機関 | 出先機関等５１機関） |

## 第２　定期監査の結果

### １　普通会計

監査を実施した１４９機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
（指摘事項又は注意事項のあった機関…４２機関）

#### (1)　指摘等結果の概要

ア　指摘事項（１３件）

- 個人事業税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・１０件
- 工事に係る不適切な発注・契約手続について、再発防止を求めたもの・・・・・・１件
- 収入事務の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
- 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・１件

イ　注意事項（３６件）

- 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６件
- 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・３件
- 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・２件
- 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・２件
- 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・２件
- 個人事業税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・２件
- 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・・・・２件
- 個人情報が記載された書類の紛失について、再発防止を求めたもの・・・・・・・１件
- 支払先の誤認について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
- 委託事業者の二重払い等について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・１件
- アンケート用紙の大量の誤送付について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・１件
- 指定管理者の不適切な料金徴収について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・１件
- 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・１件
- 公立学校教員採用候補者選考の出題及び正答誤りについて、再発防止を求めたもの・１件

ウ　指導事項（１００件）

- 支出負担行為の時期に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０件
- 事務手続に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８件
- 支払の時期に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６件
- 収入未済に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５件
- 調定の時期に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９件
- 契約事務に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７件
- 収入事務に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６件
- 財産の管理に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４件
- 物品等の管理に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３件
- 工事の施工管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
- 工事の積算に係るもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

| 区分 | 基準 |
|---|---|
| 指摘事項 | ・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合<br>・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合<br>・前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合 |
| 注意事項 | ・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合<br>・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合<br>・前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合 |
| 指導事項 | ・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合<br>・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合 |

(2)　指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア　総務部

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 政策法務課 | **注意事項**<br>　雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、解消に努めること。 |
| 総務ワークステーション | **指摘事項**<br>　矢作職員住宅埋設給水管漏水箇所及びエア抜弁修繕工事について、工事完了後に契約を締結した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |

イ　総合企画部

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 統計課 | **注意事項**<br>　「令和 2 年国勢調査」に係る個人情報が記載された世帯一覧を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 男女共同参画課 | **注意事項**<br>　報償費等の執行について、相手方を誤って口座振込した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に努めること。 |

ウ　健康福祉部

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 児童家庭課 | **注意事項**<br>①　雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）18,116,450 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。<br>②　特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）269,263,994 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。<br>③　土地貸付収入について、調定が 6 か月以上遅延している事例が 1 件（1,100 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |
| 障害者福祉推進課 | **注意事項**<br>　雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 医療整備課 | **注意事項**<br>　貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）49,734,819 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |

エ　環境生活部

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
| --- | --- |
| 廃棄物指導課 | **注意事項**<br>　雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,038,768,990 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |

オ　商工労働部

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
| --- | --- |
| 経済政策課 | **注意事項**<br>　委託事業者における千葉県中小企業再建支援金の支払について、二重払い等が認められたことから、改善策に取り組み、再発防止に努めること。 |
| 経営支援課 | **注意事項**<br>　特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）21,634,860 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 雇用労働課 | **注意事項**<br>　アンケート用紙送付時における確認が不十分であったために、大量の誤送付が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |

カ　農林水産部

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
| --- | --- |
| 安全農業推進課 | **注意事項**<br>　雑入（補助金返還金）16,265,000 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 森林課 | **注意事項**<br>　大多喜県民の森及び船橋県民の森について、指定管理者が不適切な料金徴収を行っていた事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |

キ　県土整備部

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 施設改修課 | **注意事項**<br>令和２年度幕張メッセ施設整備設備工事実施設計について、積算金額の誤り（205,700 円の過大）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。 |

＜都市整備局＞

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 住宅課 | **注意事項**<br>①　土木使用料（県営住宅使用料）346,221,583 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。<br>②　東寺山県営住宅４号棟外壁改修工事（令和２年度）等について、積算金額の誤り（計 441,100 円の過小２件）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。<br>③　国府台県営住宅６号棟他解体工事（令和２年度）について、設計内訳書の数量と発注図面の内容に不整合がある事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |

ク　教育庁

＜企画管理部＞

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 財務課 | **注意事項**<br>特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）138,171,485 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |

＜教育振興部＞

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 学習指導課 | **注意事項**<br>使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が６か月以上遅延している事例が１件（18,570 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |
| 児童生徒課 | **注意事項**<br>使用料及び賃借料の執行について、事務の遅延に伴う過大な支出（18,700 円）が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 教職員課 | **注意事項**<br>公立学校教員採用候補者選考において、出題及び正答誤りが認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |

ケ　総務部出先機関

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 中央県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが57件（合計 10,418,300 円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 千葉西県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが19件（合計1,193,500円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 船橋県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和 3 年 3 月末現在で課税誤りが 142 件（合計 13,710,600 円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 松戸県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和 3 年 3 月末現在で課税誤りが 239 件（合計 19,771,200 円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 柏県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが89件（合計 16,729,000 円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 佐倉県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが40件（合計4,804,500円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 香取県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが3件（合計1,010,900円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 旭県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが2件（合計436,800円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 茂原県税事務所 | **注意事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが5件（合計 81,300 円の過大）認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 館山県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが5件（合計442,200円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 木更津県税事務所 | **注意事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが3件（合計2,500円の過大）認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |
| 市原県税事務所 | **指摘事項**<br>個人事業税について、令和3年3月末現在で課税誤りが79件（合計2,782,900円の過大）及び当該誤りに伴う還付加算金が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |

**コ　健康福祉部出先機関**

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 印旛健康福祉センター | **注意事項**<br>雑入（生活保護費弁償金等）について、令和3年3月末現在で15,249,952円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 君津健康福祉センター | **指摘事項**<br>雑入（自動販売機等に係る電気料金等）について、調定を長期間遅延し、かつ、必要な手続を経ないまま納入通知書を発行し、処理するなど、内部けん制体制の不備等による不適切な事例が認められた。今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 |

**サ　農林水産部出先機関**

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 印旛農業事務所 | **注意事項**<br>特別会計就農支援資金の貸付金元利収入について、令和3年3月末現在で15,446,000円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 香取農業事務所 | **注意事項**<br>特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和2年12月末現在で21,424,237円と多額の収入未済が認められることから、所要の手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 海匝農業事務所 | **注意事項**<br>特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和3年3月末現在で23,396,345円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |

シ　県土整備部出先機関

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 東葛飾土木事務所 | **指摘事項**<br>　県単道路改良（一般）工事（三輪野山整地工）について、積算金額の誤り（3,674,000 円の過小）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。<br><br>**注意事項**<br>①　河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。<br>②　委託料の執行について、最低制限価格の設定を誤って入札を執行していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |
| 印旛土木事務所 | **注意事項**<br>　河川敷地について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。 |
| 山武土木事務所 | **注意事項**<br>　行政代執行費用等について、令和 3 年 2 月末現在で 17,515,392 円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 夷隅土木事務所 | **注意事項**<br>　雑入(原因者負担金)について、令和 3 年 3 月末現在で 29,657,822 円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。 |
| 千葉港湾事務所 | **注意事項**<br>①　港湾施設用地使用料等について、調定が 6 か月以上遅延している事例が 10 件（451,432 円）、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 32 件（14,591,737 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。<br>②　需用費の執行について、支払時期の遅延が 1 件(883,010 円）及び当該遅延に伴う延滞利息（3,298 円）の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |
| 木更津区画整理事務所 | **注意事項**<br>　県単金田西地区 2 街区外造成工事等について、積算金額の誤り（計 2,618,000 円の過小 3 件、44,000 円の過大 1 件）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。 |

(3)　監査の実施状況

【普通会計（本庁）　１０８機関】

| 実施機関名 | | 実施年月日 |
|---|---|---|
| 総務部 | 秘書課、総務課、行政改革推進課、財政課、資産経営課、管財課、税務課、市町村課、政策法務課、審査情報課、学事課、情報システム課、総務ワークステーション | 令和３年８月２５日 |
| 総合企画部 | 政策企画課、国際課、報道広報課、統計課、水政課、空港地域振興課、交通計画課、男女共同参画課 | 令和３年８月１８日 |
| 防災危機管理部 | 防災政策課、危機管理課、消防課、産業保安課 | 令和３年８月１７日 |
| 健康福祉部 | 健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾病対策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課、保険指導課、医療整備課、薬務課、衛生指導課 | 令和３年８月２０日 |
| 環境生活部 | 環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環型社会推進課、廃棄物指導課、くらし安全推進課、県民生活・文化課<br>＜オリンピック・パラリンピック推進局＞<br>開催準備課、事前キャンプ・大会競技支援課 | 令和３年８月２３日 |
| 商工労働部 | 経済政策課、経営支援課、産業振興課、企業立地課、観光企画課、観光誘致促進課、雇用労働課、産業人材課 | 令和３年８月２４日 |
| 農林水産部 | 農林水産政策課、団体指導課、生産振興課、流通販売課、担い手支援課、農地・農村振興課、安全農業推進課、耕地課、畜産課、森林課<br>＜水産局＞<br>水産課、漁業資源課、漁港課 | 令和３年８月１８日 |
| 県土整備部 | 県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産業課、用地課、道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、営繕課、施設改修課<br>＜都市整備局＞<br>都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課 | 令和３年８月２３日 |
| 出納局 | 出納局 | 令和３年８月１７日 |
| 県議会事務局 | 県議会事務局 | 令和３年８月１７日 |
| 教育庁 | ＜企画管理部＞<br>教育総務課、教育政策課、財務課、教育施設課、福利課<br>＜教育振興部＞<br>生涯学習課、学習指導課、児童生徒課、特別支援教育課、教職員課、学校安全保健課、文化財課、体育課 | 令和３年８月２４日 |
| 警察本部 | 警察本部 | 令和３年８月２０日 |
| 委員会等 | 監査委員事務局 | 令和３年８月２５日 |
| | 人事委員会事務局 | 令和３年８月２５日 |
| | 労働委員会事務局 | 令和３年８月２５日 |
| | 海区漁業調整委員会事務局 | 令和３年８月１８日 |
| | 収用委員会事務局 | 令和３年８月２３日 |

【普通会計（出先機関等）　４１機関】

| 実施機関名 | | 実施年月日 |
|---|---|---|
| 総務部 | 山武地域振興事務所 | 令和３年６月１０日 |
| | 中央県税事務所、船橋県税事務所、香取県税事務所、旭県税事務所、茂原県税事務所、館山県税事務所、自動車税事務所 | 令和３年７月２０日 |
| | 千葉西県税事務所 | 令和３年７月１９日 |
| | 松戸県税事務所 | 令和３年６月２４日 |
| | 柏県税事務所 | 令和３年６月２２日 |
| | 佐倉県税事務所、東金県税事務所 | 令和３年７月９日 |
| | 木更津県税事務所 | 令和３年７月８日 |
| | 市原県税事務所 | 令和３年６月１６日 |
| 健康福祉部 | 松戸健康福祉センター、野田健康福祉センター、印旛健康福祉センター、香取健康福祉センター、君津健康福祉センター | 令和３年７月２０日 |
| | 富浦学園 | 令和３年５月２８日 |
| 農林水産部 | 印旛農業事務所 | 令和３年６月１１日 |
| | 香取農業事務所 | 令和３年５月１４日 |
| | 海匝農業事務所 | 令和３年７月７日 |
| | 中部林業事務所 | 令和３年５月２０日 |
| | 水産総合研究センター | 令和３年５月２８日 |
| 県土整備部 | 東葛飾土木事務所 | 令和３年６月２４日 |
| | 印旛土木事務所 | 令和３年５月１４日 |
| | 成田土木事務所、北千葉道路建設事務所 | 令和３年５月１８日 |
| | 香取土木事務所、千葉港湾事務所 | 令和３年６月１日 |
| | 海匝土木事務所 | 令和３年７月７日 |
| | 山武土木事務所、一宮川改修事務所 | 令和３年６月１０日 |
| | 夷隅土木事務所 | 令和３年７月８日 |
| | 葛南港湾事務所 | 令和３年６月１６日 |
| | 木更津区画整理事務所 | 令和３年５月２０日 |
| 教育委員会<br>教育機関 | 子どもと親のサポートセンター | 令和３年５月１８日 |
| 警察署 | 佐倉警察署 | 令和３年５月１４日 |
| | 旭警察署 | 令和３年７月７日 |

## ２　公営企業会計

監査を実施した２４機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
（指摘事項又は注意事項のあった機関…７機関）

### (1)　指摘等結果の概要

ア　指摘事項（４件）

・　支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・１件
・　契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　不適切な契約事務を行ったことについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・１件

イ　注意事項（６件）

・　未収金の管理について、早期の債権回収への取組を求めたもの・・・・・・・・・・・１件
・　調定の時期について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　設計積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・１件

ウ　指導事項（１１件）

・　未収金に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４件
・　収入事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２件
・　支払の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２件
・　支出負担行為に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　事務手続に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件
・　委託の積算に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件

### (2)　指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア　企業局

＜水道部＞

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 給水課 | **注意事項**<br>　不用品売却代金の未収金額が多額（13,744,970 円）であり、債権発生から８年以上も経過していることから、早期の債権回収に向けて積極的に取り組むこと。 |

＜土地管理部＞

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 土地分譲課 | **注意事項**<br>　土地貸付料に係る遅延利息金について、調定が遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 |

イ　病院局

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| 経営管理課 | **注意事項**<br>①　（仮称）千葉県総合救急災害医療センター施設整備工事（粗造成その 2）について、設計積算の誤り（176,000 円の過小）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。<br>②　設計委託料の執行について、契約の一部に不履行があったにもかかわらず、支払を行った事実が認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。 |

ウ　病院局出先機関

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 等 |
|---|---|
| がんセンター | **指摘事項**<br>前回の監査に続き、備消耗品費の執行において、支出負担行為手続が遅延している事例が多く、件数が増加している実態が認められたことから、今後は効果的な改善策を講じ、より一層適正な事務手続を行うこと。<br><br>**注意事項**<br>年度内に支払うべき謝金の支出を失念していた事例が認められたことから、再発防止策を徹底して、今後は適正な事務処理を行うこと。 |
| こども病院 | **指摘事項**<br>修繕請負契約の事務手続に関し、契約書において発注者の押印がなされておらず、契約日及び履行期限も記載されていないなど、契約に係る重要事項が欠落している事例が認められたので、今後は適正な契約事務手続を行うこと。<br><br>**注意事項**<br>前回の監査に続き、備消耗品費の執行において、支出負担行為手続が遅延している事例が多い実態が認められたことから、今後はより一層適正な事務手続を行うこと。 |
| 循環器病センター | **指摘事項**<br>前回の監査に引き続き、過払い（373,940 円）の事例が認められたことから、今後はより一層確認を徹底し、適正な事務処理の執行に努めること。 |
| 佐原病院 | **指摘事項**<br>自らの権限に属しない契約行為を交わし、結果として解除に伴う違約金等（41,280 円）が発生したことから、今後はこのようなことがないよう、再発防止策を徹底すること。 |

(3)　監査の実施状況

【公営企業会計（本庁）　１４機関】

| 実施機関名 | | 実施年月日 |
|---|---|---|
| 県土整備部都市整備局 | 下水道課 | 令和３年７月２９日 |
| 企業局　管理部 | 総務企画課、業務振興課、財務課、経理課 | 令和３年７月２６日 |
| 水道部 | 計画課、浄水課、給水課 | 令和３年７月２６日 |
| 工業用水部 | 工業用水管理課、施設設備課 | 令和３年７月２６日 |
| 土地管理部 | 土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課 | 令和３年７月２６日 |
| 病院局 | 経営管理課 | 令和３年７月２９日 |

【公営企業会計（出先機関等）　１０機関】

| 実施機関名 | | 実施年月日 |
|---|---|---|
| 県土整備部都市整備局 | 印旛沼下水道事務所 | 令和３年５月１８日 |
| 企業局 | 市川水道事務所 | 令和３年７月２０日 |
| | 君津工業用水道事務所 | 令和３年５月２０日 |
| | 葛南工業用水道事務所 | 令和３年７月２０日 |
| 病院局 | がんセンター | 令和３年７月２０日 |
| | 救急医療センター | 令和３年７月２０日 |
| | 精神科医療センター | 令和３年７月２０日 |
| | こども病院 | 令和３年７月２０日 |
| | 循環器病センター | 令和３年７月２０日 |
| | 佐原病院 | 令和３年７月２０日 |

## 第３　令和２年度会計監査の結果について

令和２年度会計の監査は令和２年９月から令和３年８月までの期間において、普通会計４４６機関、公営企業会計４０機関について実施してきたところである。
（指摘事項又は注意事項のあった機関…普通会計：６８機関、公営企業会計：９機関）

各会計の指摘事項等の結果は、普通会計では指摘事項が１３件、注意事項が６２件であり、令和元年度会計と比較し、注意事項は３件増加した。一方、公営企業会計では、指摘事項が６件、注意事項が６件であり、令和元年度会計と比較し、指摘事項は２件増加、注意事項は５件減少した。また、比較的軽微な事案である指導事項は、普通会計で２００件、公営企業会計で２０件となっており、いずれも前年度と同様であり依然として多い状況にある。

こうした不適切な事例が発生する多くは、関係法令や財務規則等の確認を怠ったことや、所属内でのチェック体制、進捗管理の不備などが主な原因となっている。
関係機関にあっては組織内での再発防止策を確実に実施するとともに、各機関にあっては、監査における指摘等の事例を参考にしつつ、内部統制運用上の観点から、業務プロセス上のリスクの識別・評価を適切に行うなどして、対応を徹底していく必要がある。

なお、具体的な指摘事項としては、普通会計では、個人事業税の多額の課税誤りが複数の県税事務所で認められた事例、工事完了後に契約を締結した事例などが認められた。公営企業会計では、不適切な契約に伴い損害が発生した事例、業務委託について積算金額の誤りの事例などが認められた。

**【参考】指摘事項等事由別件数**

**１　普通会計**　　※（　）内は前年度の件数

| 項目 | | 指摘事項 | 注意事項 | 指導事項 |
|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 収入未済 | 0（0） | 25(24) | 36（36） |
| | 調定の時期 | 0（0） | 7（2） | 19（29） |
| | その他収入事務 | 1（1） | 1（4） | 10（17） |
| 歳出 | 支出負担行為の時期 | 0（0） | 1（1） | 37（54） |
| | 契約事務 | 1（3） | 4（6） | 26　（5） |
| | 工事等の積算 | 1（1） | 3（4） | 2　（1） |
| | その他の支出事務 | 0（3） | 5（3） | 26（13） |
| 財産の管理 | | 0（0） | 2（5） | 16（16） |
| 個人情報等の紛失等 | | 0（1） | 6（6） | 5　（2） |
| 内部統制 | | 0（1） | 0（0） | 0　（0） |
| その他 | | 10（3） | 8（4） | 23（16） |
| 計 | | 13(13) | 62(59) | 200(189) |

**２　公営企業会計**　　※（　）内は前年度の件数

| 項目 | 指摘事項 | 注意事項 | 指導事項 |
|---|---|---|---|
| 未収金 | 0（0） | 1（1） | 4（4） |
| 収入事務 | 0（0） | 1（2） | 5（2） |
| 支出事務 | 2（3） | 2（5） | 4（1） |
| 契約事務 | 1（0） | 1（1） | 0（4） |
| 工事の設計積算 | 1（1） | 1（0） | 1（0） |
| 財産管理 | 0（0） | 0（1） | 4（6） |
| その他 | 2（0） | 0（1） | 2（6） |
| 計 | 6（4） | 6(11) | 20(23) |